

がん対策推進条例制定の動向

1 全国の条例制定状況

27道府県で制定（平成26年3月現在）

県等名	施行日	提案者		県等名	施行日	提案者	
		議会	知事			議会	知事
北海道	H24.4.1		○	奈良	H21.10.9	○	
秋田	H23.4.1	○		和歌山	H24.12.28	○	
群馬	H22.12.24	○		鳥取	H22.6.29	○	
埼玉	H26.4.1	○		島根	H18.9.29	○	
千葉	H25.3.1	○		徳島	H22.3.30		○
神奈川	H20.4.1	○		香川	H23.10.11	○	
新潟	H19.3.27	○		愛媛	H22.4.1	○	
富山	H25.4.1	○		高知	H19.4.1	○	
山梨	H24.4.1	○		長崎	H20.8.15	○	
長野	H25.10.15	○		大分	H23.4.1	○	
岐阜	H22.9.1	○		宮崎	H24.3.29	○	
愛知	H24.10.16	○		沖縄	H24.8.3		○
滋賀	H25.12.27	○					
京都	H23.3.18		○				
大阪	H23.4.1	○					
				合計	27	23	4

2 他県条例における標準的な項目

総則	<ul style="list-style-type: none"> 目的（基本理念） <ul style="list-style-type: none"> がん対策を総合的かつ計画的に推進 役割分担と連携のもと、関係者が一体となった取組を促進
基本的な施策等	<ul style="list-style-type: none"> 県の責務 保健医療関係者の役割 市町の役割 事業者の役割 県民の役割
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> がん予防の推進 緩和ケアの充実 がん教育の推進 がん早期発見の推進 在宅医療の推進 患者等への支援 がん医療の充実 がんに関する情報提供 がん登録の推進
	<ul style="list-style-type: none"> 推進協議会，がん対策推進計画 県民運動の推進 財政上の措置

3 条例制定の意義

- ・ 県民の代表である議会での議決を得ることで、がん対策に係る県民・関係者の関心と理解が促進され、施策の実効性が高まる。
- ・ 計画期間5年間というスパンより更に長期的な視点に立ち、県が取り組むべき重点課題としての位置付けが明確化される。

4 条例制定に係る論点

- ・ 条例を制定するためには、一般的には、現行の手法では足りず条例を制定してまで対応する必要があるという事実（立法事実）が必要とされるが、「がん対策基本法」と同法で定める「がん対策推進計画」があることから、十分な検討と内容の整理が必要である。
- ・ 「理念」色の強い条例を首長の提案により制定するには、その分野の政策をさらに推進すべきという幅広い機運を背景とすべきである。